

丹波市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

計画骨子

目次

第 1 章 基本的事項	1
1-1 計画の背景	1
1-2 計画の目的	1
1-3 計画の位置づけ	1
1-4 計画期間	1
1-5 計画の対象範囲	1
1-6 計画の対象とする温室効果ガス及び部門・分野	2
第 2 章 温室効果ガスの排出状況	3
2-1 第三期実行計画の評価	3
2-2 温室効果ガス排出量の現状と課題	4
第 3 章 温室効果ガスの削減目標	5
第 4 章 目標達成に向けた取組内容	7
第 5 章 計画の推進体制	8
5-1 計画の推進体制	8
5-2 計画の進行管理	9
5-3 計画の取組指標 (KPI)	9
参考資料	10
温室効果ガス排出量の算定方法	10

第1章 基本的事項

1-1 計画の背景

地球温暖化による気候変動は、世界各地で記録的な猛暑や大雨などの異常気象を引き起こしています。世界の平均気温は令和 2(2020) 年時点で、産業革命以前と比べ約 1.1℃上昇したことが示されており、このままの状況が続けばさらに気温が上昇すると予測されています。

この気温上昇による気候変動は気候危機とも呼ばれ、農林水産業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動等へのさらなる影響が出ると指摘されています。

地球温暖化は人類の生存基盤に多大な影響を及ぼす極めて重要な環境課題であり、「パリ協定」に掲げられた長期目標「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2 度より十分低く保ち、1.5 度に抑える」の達成には、令和 32(2050)年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすることが必要です。

1-2 計画の目的

本計画は、令和 4(2020)年 12 月に表明した、令和 32(2050)年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとする「丹波市ゼロカーボンシティ宣言」の実現に向けて、市の事務事業の省エネルギー化と温室効果ガスの削減を一体的に推進することを目的とします。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項に定められた「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として策定します。また、本市は「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」第 7 条に定める「特定事業者」であることから、事務事業におけるエネルギーの使用の合理化や非化石エネルギーへの転換を推進する計画として策定します。更に、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」における行政の率先行動計画と位置付けます。

1-4 計画期間

計画期間は、令和 6（2024）年度を初年度とし、国及び県の計画期間を踏まえて、令和 12(2030)年度を目標年度とします。なお、社会経済情勢や環境問題の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

1-5 計画の対象範囲

本計画は、市が管理する全事務及び事業（指定管理施設含む）を対象とします。

また、外部委託する事務事業については、受託者等に対して、温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請します。

1-6 計画の対象とする温室効果ガス及び部門・分野

本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 2 条で定められている 7 種類の温室効果ガス（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃））のうち、本市の事務事業からの排出が考えられる 4 物質（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs））を削減対象とします。

表 1-1 温室効果ガスの概要

区分	温室効果ガス	地球温暖化係数	概要
計画対象	二酸化炭素(CO ₂)	1	化石燃料の燃焼及び電力の使用 廃プラスチックの燃焼
	メタン(CH ₄)	25	一般廃棄物の焼却
	一酸化二窒素(N ₂ O)	298	下水・し尿処理及び浄化槽の使用 定置式機関（内燃機関）の使用 自動車の走行 家庭用機器（ガスコンロ、給湯器、ストーブ等）の使用
	ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	1,430 等	カーエアコンからの漏洩（エアコンの冷媒、オゾン層を破壊しない代替フロン）
計画対象外	パーフルオロカーボン類(PFCs)	7,390 等	これらが封入された器具の使用や廃棄はなく、市事務事業からの発生要因はありません。
	六フッ化硫黄(SF ₆)	22,800	
	三フッ化窒素(NF ₃)	17,200	事務事業編の対象外（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 3 条第 1 項）。

注）地球温暖化係数：二酸化炭素を基準とし、そのガスが二酸化炭素の何倍の温室効果があるかを示したもの。

表 1-2 活動量区分と調査内容

活動量	単位	調査内容
電気使用量	kWh	各施設等における電気及び燃料使用量
ガソリン使用量	L	
軽油使用量	L	
灯油使用量	L	
A 重油使用量	L	
液化石油ガス(LPG)使用量	m ³	
自動車台数	台	エアコン冷媒に HFC を使用する公用車の台数
自動車走行距離	km	公用車毎の走行距離
浄化槽使用状況	人	浄化槽使用施設での施設常駐者数
廃棄物焼却処理量	t	ごみ焼却場における一般廃棄物及び廃プラスチック焼却処理量
下水及びし尿処理量	m ³	各処理場における汚水処理量

第2章 温室効果ガスの排出状況

2-1 第三期実行計画の評価

第三期計画（計画期間：2019～2023 年度）の概要と削減目標の内訳、温室効果ガス排出量の推移を以下に示します。

第三期計画は、「省エネルギーの推進」「ごみの減量」「電気の CO₂ 排出原単位低減」により令和 5(2023)年度の温室効果ガス排出量を平成 25(2013)年度比で 21.2%削減（排出量 16,447t-CO₂）することを目標としていましたが、以下に示すとおり、令和 4(2022)年度排出量より、ほぼ目標を達成したと評価されます。

表 2-1 第三期計画の概要

計画期間	2019 年度～2023 年度（5 年間）
基準年度	2013 年度（20,881t-CO ₂ ）
短期目標	2023 年度排出量を 2013 年度に対して 21.2%削減（16,447t-CO ₂ ）
長期目標	2030 年度排出量を 2013 年度に対して 37.6%削減（13,028t-CO ₂ ）

表 2-2 第三期計画の削減目標内訳

目標設定の内訳		【基準年度】 2013 年度 排出量	【短期目標】 2023 年度 削減量	【長期目標】 2030 年度 削減量
省エネルギー化	職員の意識の向上、設備の運用改善、設備改修による省エネ効果を算出	—	1,053t-CO ₂ (5.0%削減)	2,498t-CO ₂ (12.0%削減)
ごみの減量	「丹波市一般廃棄物処理基本計画」のクリーンセンター焼却処理量の目標値より算出	—	1,033t-CO ₂ (4.9%削減)	1,364t-CO ₂ (6.5%削減)
電気の CO ₂ 排出原単位低減	国の CO ₂ 排出係数の目標値（0.37kg-CO ₂ /kWh）より算出	—	2,348t-CO ₂ (11.2%削減)	3,991t-CO ₂ (19.1%削減)
合計	—	20,881t-CO ₂	4,434t-CO ₂ (21.2%削減)	7,853t-CO ₂ (37.6%削減)

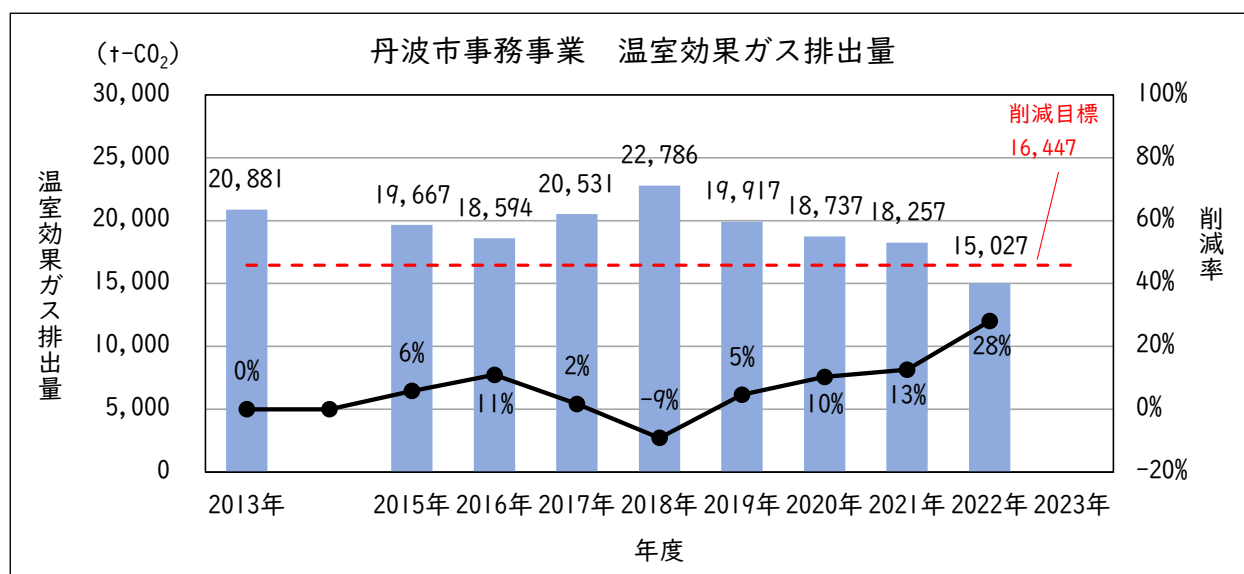


図 2-1 丹波市事務事業における温室効果ガス排出量の推移

2-2 温室効果ガス排出量の現状と課題

丹波市の事務事業に係る温室効果ガスの排出特性の概要を以下に示します。

丹波市の事務事業による温室効果ガス排出量の約 1/2 が電気や燃料の使用に伴い発生するエネルギー起源二酸化炭素であり、プラスチック類の焼却等に伴い発生する非エネルギー起源二酸化炭素が約 1/4、その他の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類）が約 1/4 を占めています。要因別では、電気の使用が 45.4%、廃棄物の焼却が 26.6%、下水処理、し尿処理等の排水処理が 21.3% を占めています。

排水処理に伴う温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素）の大幅な削減は難しいため、温室効果ガス排出量削減に向けての課題は、①電気の使用量の削減、②電気排出係数の低減、③廃棄物焼却量の削減と考えられます。

なお、電気使用量は、上下水道施設が全使用量の約 50% を占めており、1 人一日当たりのごみ排出量は減少傾向で推移しています。また、丹波市の事務事業の令和 4(2022)年度平均電気排出係数は 0.300kg-CO₂/kWh であり、平成 25(2013)年度排出係数 0.522kg-CO₂/kWh と比べて 43% 低減されています

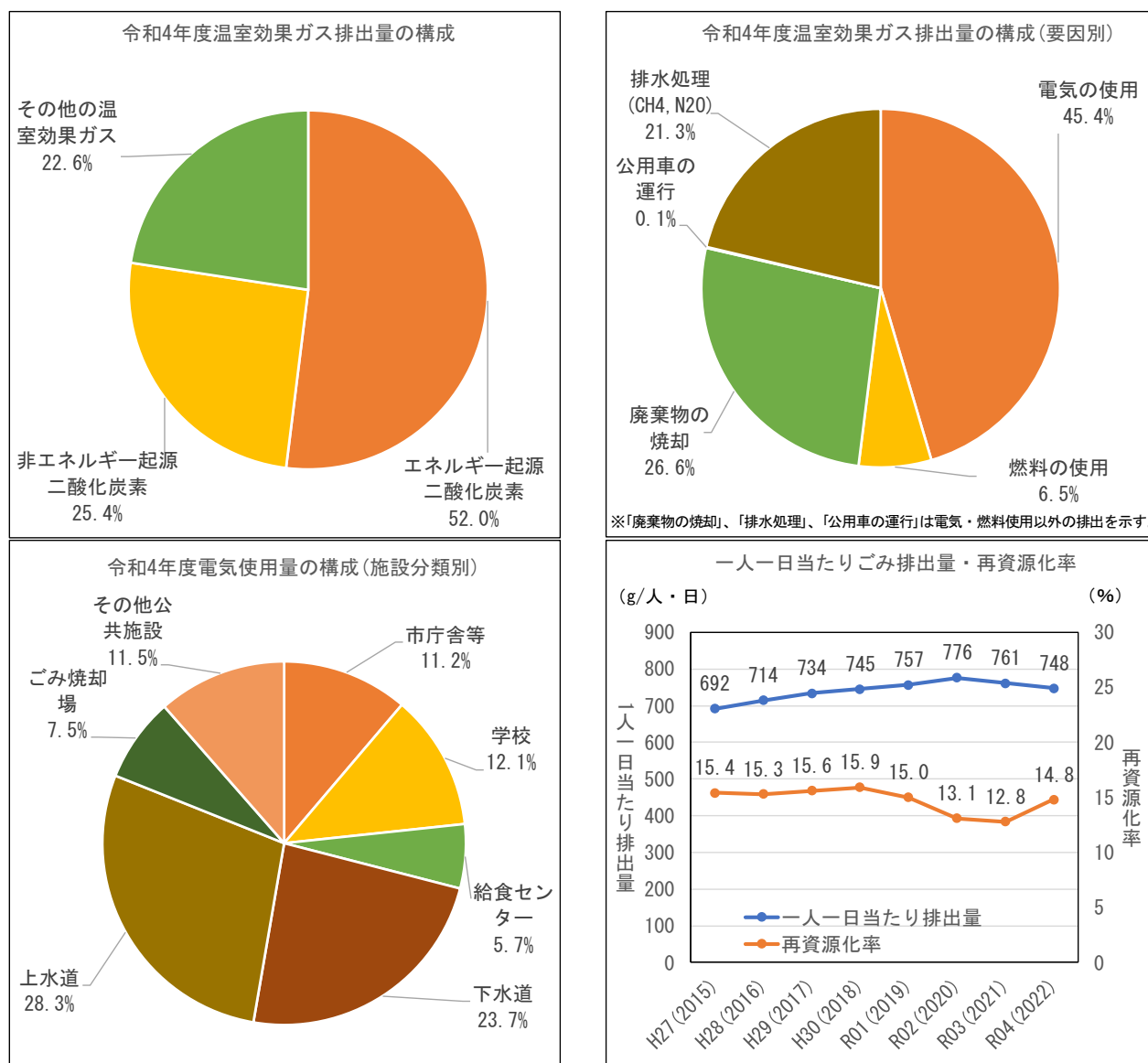


図 2-2 丹波市事務事業の温室効果ガス排出特性の概要

第3章 温室効果ガスの削減目標

■今後の検討事項

- 「公共施設等の脱炭素化の先行事例（総務省・環境省）」の「脱炭素化推進事業債（充当率 90%、交付税措置率 30～50%）」Q&A を踏まえ、今後の市の方針を踏まえた、目標設定、取組内容の検討・整理を行います。

Q24-2 「脱炭素化推進事業」を行う場合には、地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂にあたり、どのような点に留意すればよいですか。

- 「脱炭素化推進事業」は、地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づいて行われる事業が対象となります。
- 実行計画（事務事業編）に関しては、具体的な対策内容（①再生可能エネルギー設備の整備、②公共施設又は公用施設を ZEB 基準相当に適合させる事業、③省エネルギー基準に適合させるための改修事業、④LED 照明の導入のための改修事業、⑤電動車の導入）を記載する必要があります。
- 地球温暖化対策計画において、地方公共団体は「国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する」こととされていることから、実行計画（事務事業編）には、政府実行計画における 2013 年度比 50%削減目標を踏まえた目標を定めるとともに、目標達成に向けた措置として「太陽光発電の最大限の導入」や「公共施設又は公用施設の ZEB 化」等定量的な目標とともに記載する必要があります。

政府実行計画の改定

■ 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）

- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。

※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30～40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車: 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

【参考：排出量削減の考え方】

- ・排出量削減の考え方を以下に示します。
- ・「②電気排出係数の低減」については、国の令和 12(2030)年度排出係数目標値 (0.250kg-CO₂/kWh) を達成した場合、平成 25(2013)年度比で 35% (7,372t-CO₂) の排出削減が見込まれます。
- ・目標を平成 25(2013)年度比 50%削減とした場合、残り 15% (3,069t-CO₂) を「①電気使用量の削減」、「③廃棄物焼却量の削減」、「④その他の取組」で積み上げること検討します。

区分	排出量削減の考え方											
①電気使用量の削減	・ 公共施設の統廃合（延床面積の削減） ・ 老朽化した照明や空調、ポンプ等の高効率機器への更新 ・ 新築建物の ZEB 化、既設建物の省エネ改修 ・ 太陽光発電の導入（自家消費） ※自家消費ではない場合は、国全体の再エネ排出係数への貢献となり、計算上、電気使用量は減りません。 【参考】 ・ 「建築物エネルギー消費量調査報告第 45 報」では 2021 年度の事務所用途の建物のエネルギー消費原単位平均値は 1,207MJ/m²・年と報告されており、本庁舎は 1,353 MJ/m²・年とこれをやや上回るため、電気使用量等の削減余地はあると類推されます。 ・ また、2013～2021 年度の 8 年間でエネルギー消費量が 17%低下しており、2030 年度までの 15%削減は現実的と考えられます。 <table><tr><th colspan="3">本庁舎（2022 年度）</th><th rowspan="2">事務所用途 原単位平均値 (MJ/m²・年)</th></tr><tr><th>延床面積 (m²)</th><th>エネ消費量 (MJ/年)</th><th>エネ消費原単位 (MJ/m²・年)</th></tr><tr><td>5,559</td><td>7,520,441</td><td>1,353</td><td>1,207</td></tr></table> (MJ/m²・年) 建築物エネルギー消費量調査 事務所用地 原単位平均値の推移 2000 1500 1000 500 0 1451 1372 1364 1403 1381 1379 1292 1207 原単位 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 年度	本庁舎（2022 年度）			事務所用途 原単位平均値 (MJ/m ² ・年)	延床面積 (m ²)	エネ消費量 (MJ/年)	エネ消費原単位 (MJ/m ² ・年)	5,559	7,520,441	1,353	1,207
本庁舎（2022 年度）			事務所用途 原単位平均値 (MJ/m ² ・年)									
延床面積 (m ²)	エネ消費量 (MJ/年)	エネ消費原単位 (MJ/m ² ・年)										
5,559	7,520,441	1,353	1,207									
②電気排出係数の低減	・ CO₂ 排出量実質ゼロの再エネ電力の利用 ・ 排出係数が低い電気の利用 ・ 太陽光発電の導入（自家消費以外）（国排出係数低減への貢献） ※国の 2030 年度排出係数目標値 0.250kg-CO₂/kWh の達成を前提とします。 ※排出係数が国目標を達成した場合、2013 年度比 35%削減が見込まれます。 <table><tr><th colspan="2">目標設定の内訳</th><th>2013 年度 電気排出量</th><th>2030 年度 電気削減量</th></tr><tr><td>電気排出 係数低減</td><td>2013 年度 0.516 kg-CO₂/kWh が 国目標(0.250kg-CO₂/kWh)に改善</td><td>14,301t-CO₂</td><td>6,929t-CO₂ (▲7,372)</td></tr></table>	目標設定の内訳		2013 年度 電気排出量	2030 年度 電気削減量	電気排出 係数低減	2013 年度 0.516 kg-CO ₂ /kWh が 国目標(0.250kg-CO ₂ /kWh)に改善	14,301t-CO ₂	6,929t-CO ₂ (▲7,372)			
目標設定の内訳		2013 年度 電気排出量	2030 年度 電気削減量									
電気排出 係数低減	2013 年度 0.516 kg-CO ₂ /kWh が 国目標(0.250kg-CO ₂ /kWh)に改善	14,301t-CO ₂	6,929t-CO ₂ (▲7,372)									
③廃棄物焼却量の削減	・ プラスチックごみ一括回収（非エネルギー起源 CO₂ 削減） ・ 5R 及び一般廃棄物処理計画の推進によるごみ削減、 ※一般廃棄物処理計画（目標年度：2026(令和 8)年度） 目標値：一人一日当たりごみ排出量 680g/人・日、リサイクル率 18%以上											
④その他の取組	・ 公用車を電動車に更新（化石燃料から電気への燃料転換） ・ 木質バイオマスの活用 ・ 節電・節水など、電気使用量の削減に係る職員の取組											

第4章 目標達成に向けた取組内容

■今後の検討事項

○前章の方針より、『政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領』を参考に取組の方向性、内容を検討します。

1. 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組
 - (1) 太陽光発電の最大限の導入
 - (2) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用
2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組
 - (1) 建築物における省エネルギー対策の徹底
 - (2) 建築物の建築・増改築等に当たっての環境配慮の実施
 - (3) 新しい技術の率先的導入
 - (4) 2050年カーボンニュートラルを見据えた取組
3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組
 - (1) 電動車の導入
 - (2) LED 照明の導入等
 - (3) 再生可能エネルギー電力調達への推進
 - (4) 省エネルギー型機器の導入等
 - (5) その他（自動車利用の抑制、節水等）
4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮
 - (1) 廃棄物の 5R
 - (2) 森林の整備・保全の推進（※市有林がある場合）
 - (3) 市主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減
5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等
 - (1) ワークライフバランスの確保
 - (2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供
 - (3) 職員に対する脱炭素ライフスタイルの奨励

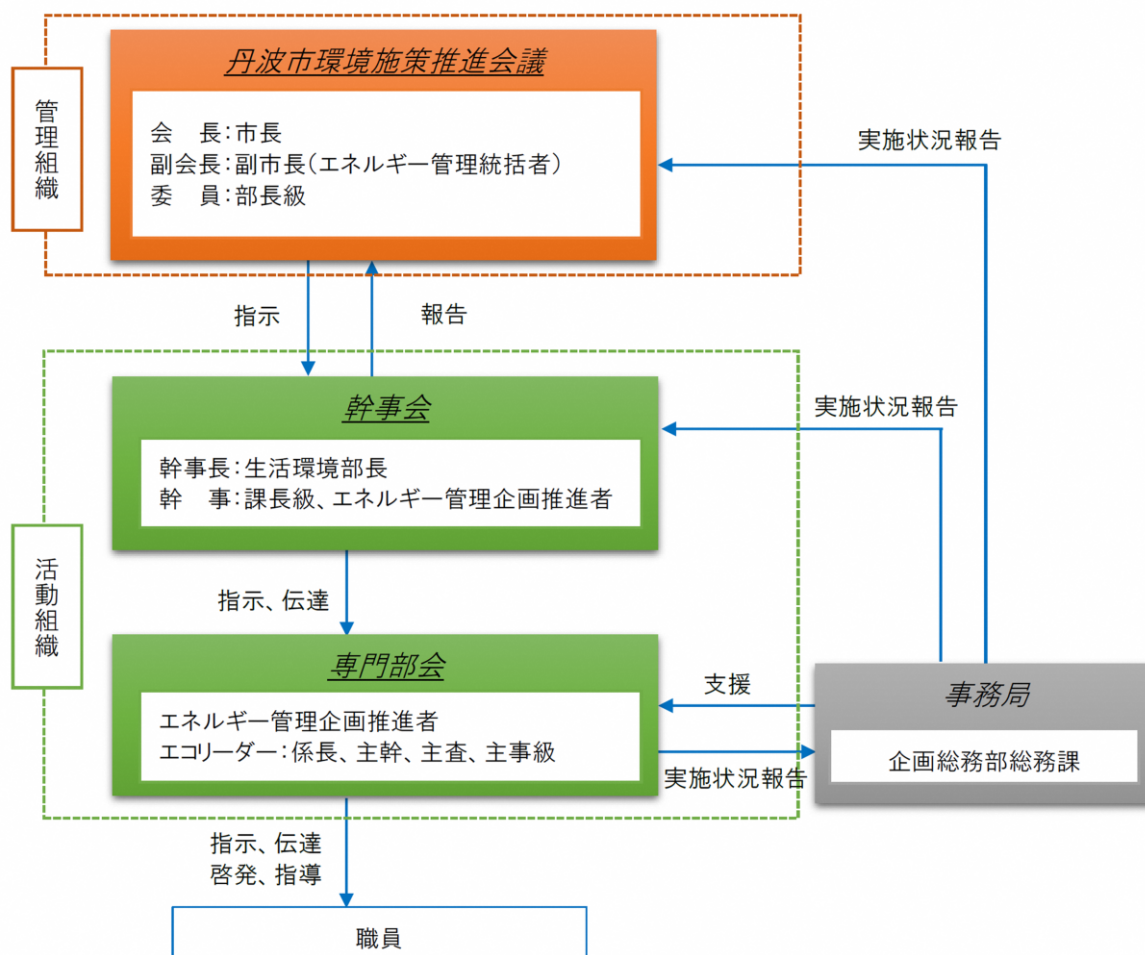
第5章 計画の推進体制

5-1 計画の推進体制

計画の推進体制は、第三期実行計画の推進体制を継承することを基本として、整理します。

第三期実行計画の推進体制を以下に示しますが、全庁横断的な組織による施策検討の場として、既存の「丹波市環境施策推進会議」を中心とした推進体制を構築するとしています。

表 5-1 【参考】第三期実行計画の推進体制の概要



区分	役割
丹波市環境施策推進会議	- 計画の推進に関わる施策の決定、進捗状況の評価を行い、 - 毎年度の計画の推進方法等について「幹事会」に適宜指示する。
幹事会	- 計画の推進に関わる施策、目標、点検・評価方法等について検討する。 - 毎年度の計画の進捗状況等について審議し、「専門部会」に適宜指示する。
専門部会	- 地球温暖化対策に係る取り組みを先導的に実践し、各職場への波及を図る。 - 計画推進に係る基礎調査を行うとともに、「見える化」など職員の啓発策を推進する。 - 点検・評価結果に基づき、取組目標や内容の改善、計画見直しについて発議する。
事務局	- 計画推進に係る基礎調査、「見える化」の推進などに関して「専門部会」を支援する。 - 各種調査結果、計画の進捗状況、地球温暖化対策推進状況などをとりまとめ、「丹波市環境施策推進会議」、「幹事会」に報告する。 - 調査結果の公表手続き、国・兵庫県及び庁内各関係部署への報告・連絡・調整を行う。

(出典：丹波市地球温暖化対策実行計画（第三期実行計画）事務事業編（丹波市）)

5-2 計画の進行管理

計画の進行管理については、第三期実行計画の進行管理手法を継承することを基本とし、整理します。

表 5-2 【参考】第三期実行計画の進行管理の概要

区分	概要
年度単位の排出状況調査	・各課、各施設は、活動量、排出量及び増減要因を把握し、専門部会へ報告する。 ・幹事会は、上記の報告を基に、温室効果ガス排出状況の分析を行う。 ・幹事長は、計画の進捗状況や改善策を推進会議に報告する。 ・調査及び報告は年1回実施する
実行計画の進捗管理	・年度毎に温室効果ガス排出状況及び取組状況の点検、分析を行い、効果的な温室効果ガス削減に向けた取り組みの方向性等について検討する。 ・計画の評価、点検結果等を考慮し、必要に応じて施策の見直しを行う。 ・実行計画の進捗管理は、エネルギー管理企画推進者が中心となり、各部会からの報告を総合的に整理、分析を行う。
計画の進捗状況の公表	・年度毎の計画の進行状況等を、ホームページを通じて市民に公表を行う。 ・市民に対する普及、啓発を行うため、ポスター掲示等を講じる。

(出典：丹波市地球温暖化対策実行計画（第三期実行計画）事務事業編（丹波市）)

5-3 計画の取組指標（KPI）

計画の推進においては、取組指標（KPI）を設定し、進捗管理を図ることが考えられます。

取組指標としては、削減目標の直接指標である温室効果ガス排出量の他、削減方法や取組内容を踏まえて、エネルギー消費量や電気使用量、平均排出係数、廃棄物焼却量、再エネ導入量等が考えられます。また、市庁舎内での職員による取組の指標として、研修や普及啓発活動の実施状況を設定することも考えられます。

表 5-3 【参考】取組指標（例）

取組名	単位	目標値	調査方法など
温室効果ガス排出量	t-CO ₂ /年	削減目標より設定	各年度の活動量調査より把握
エネルギー消費量	MJ/年	削減目標より設定	各年度の活動量調査より把握
電気使用量	kWh	削減目標より設定	各年度の活動量調査より把握
平均排出係数	kg-CO ₂ /kWh	0.250kg-CO ₂ /kWh	各年度の活動量調査より把握
廃棄物焼却量	t	削減目標より設定	各年度の活動量調査より把握
再エネ導入量	kW	削減目標より設定	各年度の活動量調査より把握

参考資料

温室効果ガス排出量の算定方法

二酸化炭素排出量の算定方法は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和5年3月；環境省）を参考に、以下のとおりとします。

$$\text{【温室効果ガス排出量】} = \text{【活動量】} \times \text{【排出係数】} \times \text{【地球温暖化係数】}$$

排出係数及び地球温暖化係数は、次頁の資表-2を使用します。

また、エネルギー消費量の算定においては、以下の資表-3を使用します。

資表-1 燃料等の発熱量

燃料等	発熱量
ガソリン	33.4 GJ/kL
軽油	38.0 GJ/kL
灯油	36.5 GJ/kL
A重油	38.9 GJ/kL
液化石油ガス（LPG）	50.1 GJ/ t
都市ガス	45.0 MJ/m ³
電気（電気事業者からの買電）	8.64 GJ/千 kWh
電気（オフサイト PPA）	3.6 GJ/千 kWh
電気（オンサイト PPA を含む非化石電気）	3.6 GJ/千 kWh

（出典：省エネ法の手引き 工場・事業場編 令和4年度改正対応（資源エネルギー庁））

資表-2 温室効果ガスの排出係数及び地球温暖化係数

	項目	単位	排出係数	地球温暖化係数
CO ₂	ガソリン	kg-CO ₂ /L	2.32	1
	軽油	kg-CO ₂ /L	2.58	
	灯油	kg-CO ₂ /L	2.49	
	A重油	kg-CO ₂ /L	2.71	
	液化石油ガス (LPG)	kg-CO ₂ /m ³	3.00	
	都市ガス	kg-CO ₂ /m ³	2.23	
	電力事業者	kg-CO ₂ /kWh	事業者による	
	一般廃棄物焼却	kg-CO ₂ /t	2,770	
CH ₄	ガス・ガソリン機関 (LPG)	kg-CH ₄ /m ³	0.0027	25
	ガス・ガソリン機関 (都市ガス)	kg-CH ₄ /m ³	0.0024	
	家庭用機器 (灯油)	kg-CH ₄ /L	0.00035	
	家庭用機器 (LPG)	kg-CH ₄ /m ³	0.00023	
	家庭用機器 (都市ガス)	kg-CH ₄ /m ³	0.00020	
	ガソリン車走行距離 (普通・小型乗用車)	kg-CH ₄ /km	0.000010	
	ガソリン車走行距離 (バス)	kg-CH ₄ /km	0.000035	
	ガソリン車走行距離 (軽乗用車)	kg-CH ₄ /km	0.000010	
	ガソリン車走行距離 (普通貨物車)	kg-CH ₄ /km	0.000035	
	ガソリン車走行距離 (小型貨物車)	kg-CH ₄ /km	0.000015	
	ガソリン車走行距離 (軽貨物車)	kg-CH ₄ /km	0.000011	
	ガソリン車走行距離 (特殊用途車)	kg-CH ₄ /km	0.000035	
	ディーゼル車走行距離 (普通・小型乗用車)	kg-CH ₄ /km	0.000020	
	ディーゼル車走行距離 (バス)	kg-CH ₄ /km	0.000017	
	ディーゼル車走行距離 (普通貨物車)	kg-CH ₄ /km	0.000015	
	ディーゼル車走行距離 (小型貨物車)	kg-CH ₄ /km	0.0000076	
	ディーゼル車走行距離 (特殊用途車)	kg-CH ₄ /km	0.000013	
	ハイブリッド乗用車	kg-CH ₄ /km	0.0000025	
	下水処理量	kg-CH ₄ /m ³	0.00088	
	し尿処理量	kg-CH ₄ /m ³	0.038	
	単独・合併浄化槽	kg-CH ₄ /人	0.59	
	一般廃棄物焼却量 (連続燃焼式)	kg-CH ₄ /t	0.00095	
	一般廃棄物焼却量 (准連続燃焼式)	kg-CH ₄ /t	0.077	
	一般廃棄物焼却量 (バッチ式)	kg-CH ₄ /t	0.076	
N ₂ O	ディーゼル機関 (軽油)	kg-N ₂ O/L	0.000064	298
	ディーゼル機関 (灯油)	kg-N ₂ O/L	0.000062	
	ディーゼル機関 (A重油)	kg-N ₂ O/L	0.000066	
	ガス・ガソリン機関 (LPG)	kg-N ₂ O/m ³	0.000031	
	ガス・ガソリン機関 (都市ガス)	kg-N ₂ O/m ³	0.000028	
	家庭用機器 (灯油)	kg-N ₂ O/L	0.000021	
	家庭用機器 (LPG)	kg-N ₂ O/m ³	0.0000046	
	家庭用機器 (都市ガス)	kg-N ₂ O/m ³	0.0000040	
	ガソリン車走行距離 (普通・小型乗用車)	kg-N ₂ O/km	0.000029	
	ガソリン車走行距離 (バス)	kg-N ₂ O/km	0.000041	
	ガソリン車走行距離 (軽乗用車)	kg-N ₂ O/km	0.000022	
	ガソリン車走行距離 (普通貨物車)	kg-N ₂ O/km	0.000039	
	ガソリン車走行距離 (小型貨物車)	kg-N ₂ O/km	0.000026	
	ガソリン車走行距離 (軽貨物車)	kg-N ₂ O/km	0.000022	
	ガソリン車走行距離 (特殊用途車)	kg-N ₂ O/km	0.000035	
	ディーゼル車走行距離 (普通・小型乗用車)	kg-N ₂ O/km	0.000007	
	ディーゼル車走行距離 (バス)	kg-N ₂ O/km	0.000025	
	ディーゼル車走行距離 (普通貨物車)	kg-N ₂ O/km	0.000014	
	ディーゼル車走行距離 (小型貨物車)	kg-N ₂ O/km	0.000009	
	ディーゼル車走行距離 (特殊用途車)	kg-N ₂ O/km	0.000025	
	ハイブリッド乗用車	kg-N ₂ O/km	0.0000006	
	下水処理量	kg-N ₂ O/m ³	0.00016	
	し尿処理量	kg-N ₂ O/m ³	0.00093	
	単独・合併浄化槽	kg-N ₂ O/人	0.023	
	一般廃棄物焼却量 (連続燃焼式)	kg-N ₂ O/t	0.0567	
	一般廃棄物焼却量 (准連続燃焼式)	kg-N ₂ O/t	0.0539	
	一般廃棄物焼却量 (バッチ式)	kg-N ₂ O/t	0.0724	
HFCs	カーエアコンからの漏洩	kg-HFC/台・年	0.01	1,300

(出典：地方公共団体実行計画 (事務事業編) 策定・実施マニュアル (算定手法編))